インフルエンザ出席停止期間について

横芝光町教育委員会

インフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

平成24年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

と変更されました。

これにより、**「発症した後5日を経過」**かつ**「解熱した後2日を経過」**の両方を満たすまでの期間は、登校する事ができません。

どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。

発症日については、医師の診断に関わらず、症状が出始めた日を発症日とし、その発症した日の翌日を1日目として起算します。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表参照）

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発　症　後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	